

韓国における農協保険・共済事業をめぐる動向

崔 桓 碩

1. はじめに

(1) 研究背景

韓国政府は農協の経済事業を活性化して会員組合と農業人の権益を代弁する農協本来の役割を充実させるために、2000 年代に入ってから農協改革を推進しました。その後、2012 年 3 月 2 日付で、協同組合組織から持株会社組織へ組織を改編しています。それに伴いまして、組織の構成員、いわゆる組合員のための保障事業を行っていた共済事業も農協生命保険株式会社と農協損害保険株式会社に、それぞれ分離され設立されています。

(2) 研究目的

本研究では、株式会社へ組織を転換して 12 年を経過している現時点において、主に「農協生命保険」に焦点を当て、経営特性、特に収支構造、商品、販売チャネルを分析して、その後、組織アイデンティティについて私なりの意見を述べさせていただきたいと思っています。また、そのほかに、農協の株式会社化に伴って、他の共済事業も今後どうなるのかという疑問が多かったので、現在の状況についてその動向調査したものを報告させていただきたいと思います。

2. 農協の組織改編をめぐる議論と経緯

(1) 組織改編前の農協をめぐる内外環境

農協が持株会社および株式会社に組織を転換したその経緯と背景について簡単に述べさせていただきます。持株会社化する前の農協をめぐるさまざまな議論が行われていました。まず、内部環境に関する議論としては、農協が銀行や共済などの信用事業の収益確保に集中していて、組合員のための経済事業と流通事業は怠っていたという指摘が高くなっていました。

また、信用事業の場合は、一般銀行との比較で収益が減少していて、競争力が弱体化しているとの意見も高まっており、競争力を高めなければいけないという議論もなされていました。

さらには、金融危機の影響で経営環境はさらに厳しい状況になっており、信用事業の健全化のためにも組織を分離すべきであるという意見もありました。その他に農協本体の組織をめぐるも、准組合員の問題とか、資産の確保と組織の効率化などのさまざまな問題が指摘されていました。

次に、外部環境としては、韓米 FTA の締結のような自由貿易環境が拡大されており、そのなかで共済事業については、実行可能な限り保険事業との同一の規制を適用しなければならないというイ

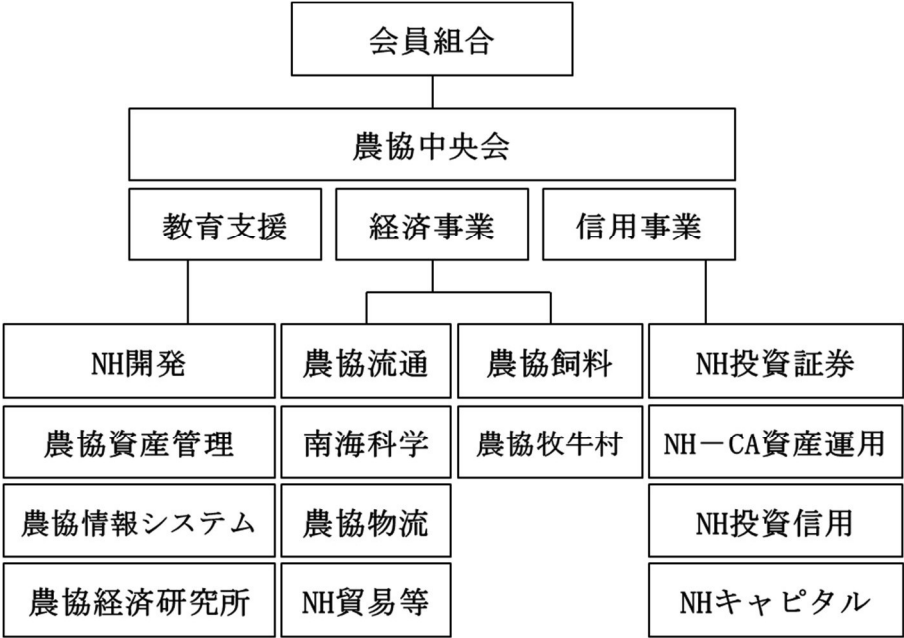
コールフティングの要求も農協の組織改編を圧迫する 1 つの要因であったと言われています。

(2) 組織改編をめぐる議論

農協をめぐる内部と外部の環境が厳しくなっていく中で、2008 年 12 月 9 日からは農協・農業従事者団体・学界等の専門家 11 人で「農協改革委員会」が構成され、「農協中央会の信・経分離推進方案」という事業構造の改編作業が行われました。

組織改編をめぐっては、図表 1 のような旧農協の組織体系に対し、農協中央会がコンサルタントに依頼したマッキンゼーの案と、全国農民会総連盟（全農）が作成した案の 2 つが比較検討されていました。当時は、マッキンゼーの案を、現在の農協の組織である「持株会社案」と言い、全農の案を「連合会案」と言っていました。

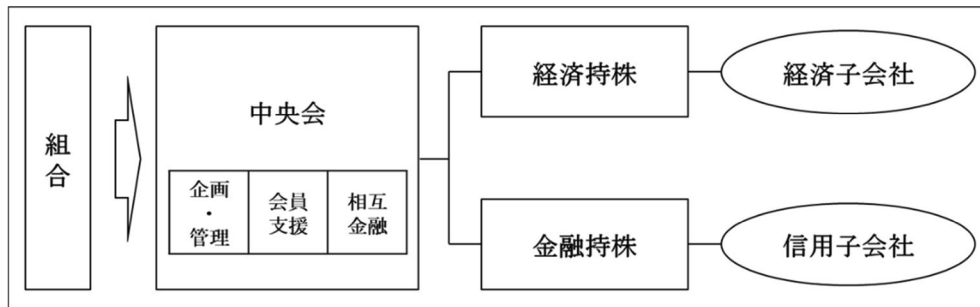
図表 1 旧農協の組織体系



（出典）農協のホームページから作成

マッキンゼーの案とは、図表 2 のように、中央会が行ってきた経済事業と信用事業を中央会が支配する経済持株会社と金融持株会社に分離する案です。基本的な仕組みとしては、中央会が金融持株会社から配当金を受け取り、それをもって組合員への支援や相互金融事業を行ったり、経済事業への支援を行ったりします。補足として、このような持株会社化の案が出された背景として、すでに海外での事例があります。例えば、フランスのクレディ・アグリコルやオランダのラボバンクは協同組合から株式会社化された前例で、それをベンチマーキングしたモデルといわれています。

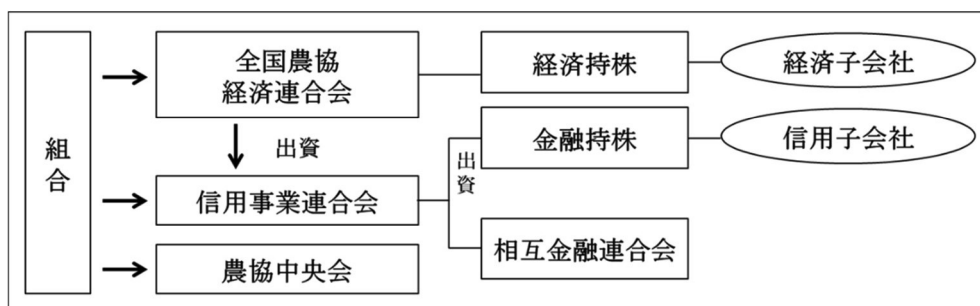
図表2 マッキンゼーの案



（出典）農協改革委員会（2009）『農協中央会信経分離推進方案』、p. 5

マッキンゼー案と比較して、全農の案は、図表3のように、中央会是非事業的機能を担当する中央会にして、経済事業連合会と信用事業連合会に分離する案です。信用事業連合会には中央会の信用事業である金融持株会社と、相互金融の競争力強化のための相互金融連合会を導入するものです。そこで特徴的だったのが、可能な限り外部資本の流入を抑制して協同組合体制を維持することが一番大事であると語られていたことです。

図表3 全農の案



（出典）農協改革委員会（2009）『農協中央会信経分離推進方案』、p. 5

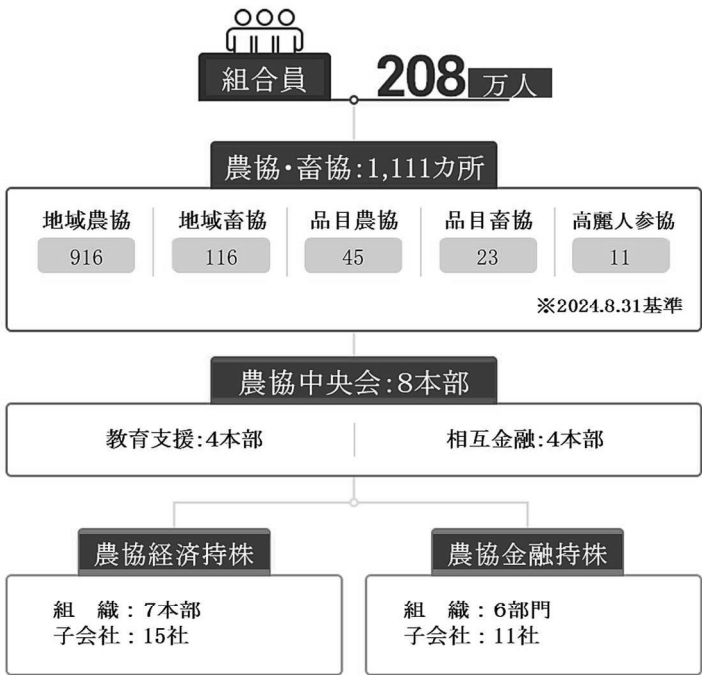
これらの2つの案について様々な議論を経て、最終的にはマッキンゼーの案が選択され、現在の農協の組織のように中央会があってその傘下に経済持株会社と金融持株会社を設立し、それぞれ子会社を設立するという形となっています。

このような結果について、農民団体からの批判の声もありました。1つ目は、持株会社は株主の利益のみを優先する株式会社であるため、改正農協法が成立すると農協は外国の投機資本の下に置かれることになり、利潤のために外国農産物の輸入をさらに進めるのではないかとというものです。2つ目は、農協中央会を完全な持株会社に変質させてしまうことは、利潤追求を根本属性とする企業経営体制を導入することであり、これは協同組合の設立目的と根本的に対立するというものです。3つ目は、そもそも農民たちが要求してきた変化と改革とはまったく異なるため反対であるというものです。

当時の状況をみると、農協組織の改編に当たり、農民団体の基本的な要求は連合会体制の維持でした。また、協同組合組織からいきなり持株会社という組織の性格が相反するものに転換することは、農民達にとってすごく違和感があったと思います。

持株会社に組織転換した後の組織図は、図表 4 のようになっています。組合員数は 208 万人程度で、その傘下に地域農協・畜協が 1,111 カ所あります。またその傘下の農協中央会では、教育支援事業と相互金融事業を行っており、その傘下に農協経済持株会社、農協金融持株会社がそれぞれ子会社 15 社と 11 社によって構成されています。

図表 4 韓国農協の組織系統図



(注) 2024 年 8 月 1 日基準
(出典) NH 農協ホームページにより作成

(3) 組織改編に伴う法律改正

① 株式会社化に伴う農協法の改正

株式会社への組織転換に伴い、農協法も改正されました。改正にあたり主なポイントとして、1 番目は事業分離方式で、農協経済持株会社と農協金融持株会社の傘下にそれぞれ株式会社の子会社を所有することです。2 番目は、経済事業の運営を怠っていたという批判が多かったため、経済事業を活性化させることです。3 番目は、金融事業の競争力の向上です。4 番目は、名称使用料制度の導入です。名称使用料制度とは、農協金融持株会社の傘下にある 11 社の子会社が農協（NongHyup、NH）というブランド名を使用することで一定の使用料を農協中央会に支払うものです。農協生命について見てみますと、農協生命の売上高の 2.5%以内で農協中央会が自由に名称使用料を決めること

ができるようになっていきます。大体の名称利用料の金額として、1年間の売上高の2%から2.5%に該当する約60億円を農協中央会に支払っています。その他にも、政府支援や組合選挙制度の改善などが含まれています。

② 農協法での共済事業・保険事業に関する規定

農協法の改正に伴い、共済事業と保険事業に関する規定をみますと、既存の共済契約は保険業法による保険契約とみなすと規定され、募集人についても、共済の募集人を保険会社の募集人とみなすという規定が盛り込まれています。

また、共済事業から保険事業への転換に対し、いくつかの制約も設けられました。まず、農協銀行は金融機関保険代理店として登録され、バンカシュランス（銀行窓販）ルールが適用されることになりました。このバンカシュランスルールとは、銀行や証券会社の窓口で保険を販売するときに、特定保険会社の商品割合が25%を超えないことと、保険を販売する職員を2名以下に制限する規定です。たとえば、三菱UFJ銀行の新宿支店で日本生命の保険商品を販売する際、保険商品に関する全体の売上げのうち25%を超えないこととするという規制です。

しかし、農協生命がすぐにこのバンカシュランスルールを適用すると事業の運営に大きな影響を与えることから、ルールの適用を5年間禁止するという内容が定められています。ただし、農協生命の主な販売チャネルはバンカシュランスとなっており、営業職員などへの販売チャネルの移行がなかなか進まなかったため、バンカシュランスルールの適用禁止に関する規定は長年に亘り延長されています。直近では、2021年4月13日に改正して、2027年3月1日までバンカシュランスルールを適用禁止にしました。

バンカシュランスルールを適用することを猶予する代わりに、退職年金などの新しい商品を開発・販売することができないと制約がかかっています。たとえば、退職年金の場合、2027年3月1日までの販売禁止になっています。また、農協損保においては、農業機械保険を除外した自動車保険商品等は、別途の認可が必要になるなど制約が定められるようになりました。

3. 農協生命保険の経営特性分析

農協の共済事業が保険事業に転換して12年が経過した時点で、主に農協生命に焦点を当て、はたして業績は伸びているのか、また生保業界の中で競争力は確保されているのかなど、保険事業および株式会社への転換によるメリットとデメリットについて確認してみたいと思います。

まずは、共済事業から保険事業への転換に関して、図表5のように、それぞれの組織の区分に基づき、どのような変化があるのかを確認したいと思います。共済組織と保険会社の大きな違いについてみると、組織の所有について、共済組織の場合は組合員である反面、株式会社の場合は株主、相互会社の場合は社員となります。そして、営利性の観点からは、共済組織は非営利組織である反面、株式会社は営利組織、相互会社は非営利組織となります。他にも、兼営の有無とか、法的根拠など面において、共済組織と保険会社、具体的には協同組合組織と株式組織には様々な違いがあり

ます。

また、共済事業から保険事業への転換に伴うメリットとして、たとえば、共済事業は掛金が安い
ため、共済事業が保険事業に転換されると保険会社に対して価格競争力があることから業績とマー
ケットシェアが拡大すると予想されました。

実際に、保険事業に転換した間もない期間は価格競争力があり、業績が伸びていました。しかし、
時間が経過していく中で、組織の大型化などの事業費の拡大により、価格競争力はそれほど確保さ
れなくなりました。さらに、韓国でもインターネットを通じて加入できる保険が普及しており、価
格競争力の面で優位を占めることは厳しい状況となっています。

図表 5 保険会社と共済組織の比較

区分	保険会社		共済組織
	株式会社	相互会社	
所有	株主	社員	組合員
営利性	営利	非営利	非営利
基礎財産	資本金	基金	出資金
最高意思決定機関	株主総会	社員総会	組合員総会
事業	保険、付随業務	保険、付随業務	経済事業、信用事業、共済事業等
兼営	不可能	不可能	可能
法的根拠	保険業法	保険業法	特別法
公的セーフティネット	生命保険契約者保護機構	生命保険契約者保護機構	なし(独自のセーフティネット制度有り)
メリット	- 誰でも保険の加入検討が可能 - 保険商品が豊富 - 必要保障額を自身で設定可能 - 公的なセーフティネットが整備されている		- 掛金が安い - 掛金が一定の年齢・性別の群団方式 - 決算内容に応じて割戻金がある
デメリット	- 共済と比較すると一般的に保険料が高い - 保険料が性別や年齢で変わってくる		- 組合員以外の共済加入ができない - 共済の種類が少ない - 保障内容にセツが多く、保障商品選択の自由度が低い - 公的なセーフティネットの整備なし

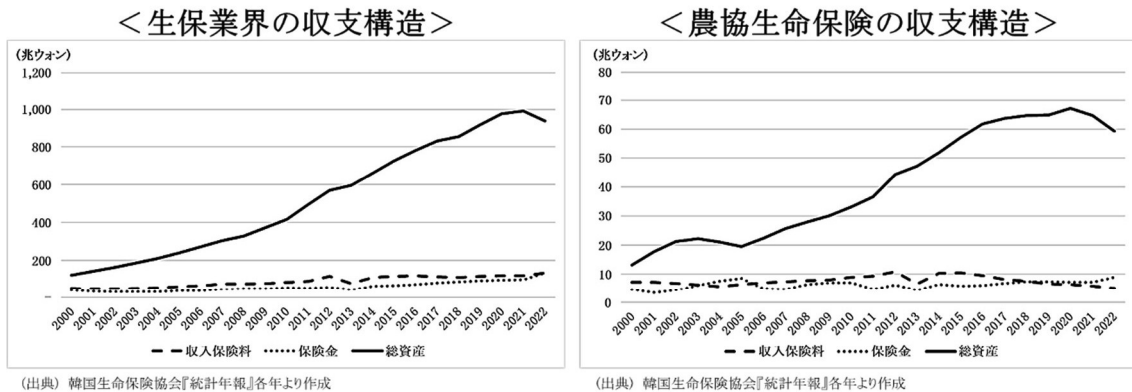
(出典) 筆者作成

(1) 収支構造

生保業界と農協生命の収支構造を比較したのが図表 6 になります。どちらも特徴的なのは右肩
上がりで伸びてきた総資産が 2020 年ぐらいから減少傾向を見せていることです。次に収入保険料と
保険金を見ますと、農協生命は保険金が収入保険料を上回り、収支が悪化している傾向が見られま
す。

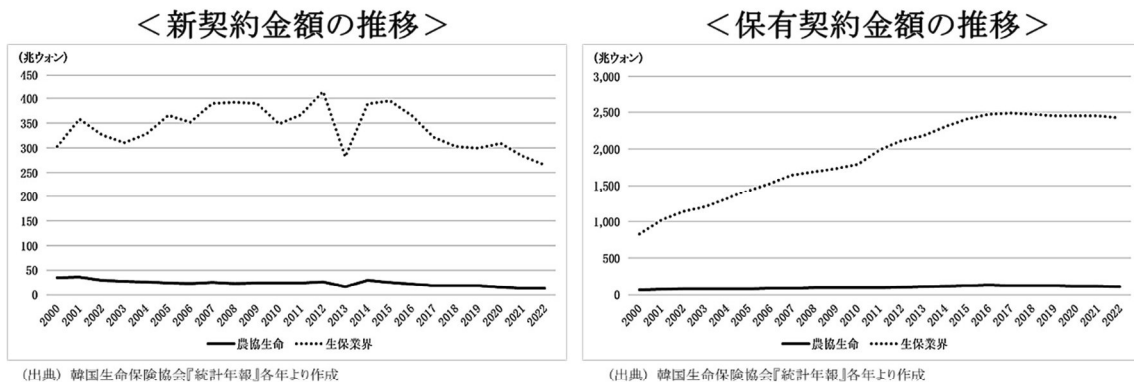
また、生保業界における農協生命のマーケットシェアを見ると、収入保険料基準で、株式会社に
転換した 2012 年には 9.47%で、業界全体で 4 番目でしたが、10 年経過した 2022 年ではマーケット
シェアが 3.88%まで落ち、業界全体で 8 番目になりました。

図表 6 生保業界と農協生命保険における収支構造



そのほかに、新契約金額と保有契約金額の推移を見ますと、図表 7 のように、生保業界と農協生命ともに新契約金額と保有契約金額は減少傾向にあることがわかります。共済事業から保険事業に転じる際、価格競争力があるため、業績の伸長が予想されたが、実際、ふたを開けてみると、共済事業の特徴が生保業界では十分に発揮されていないという印象を多く受けています。

図表 7 生保業界と農協生命保険における新契約と保有契約の推移



(2) 商品

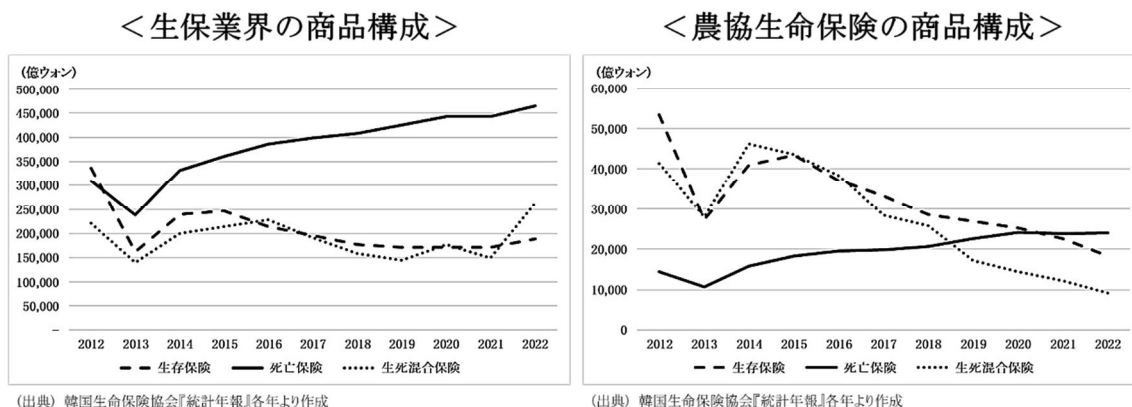
生保業界と農協生命の商品構成を生存保険と死亡保険、生死混合保険の 3 つに分けて比較したのが図表 8 になります。特徴的なのは、生保業界と農協生命ともに死亡保険の販売割合が大きく増えています。農協生命の場合は、2012 年に株式会社になった当時は生存保険や生死混合保険、いわゆる貯蓄性保険の販売割合が多かったですが、現在は保障型保険の販売割合が多くなっています。

その主な原因として言われているのが、低金利の到来です。日本よりは問題になっていないですが、金利が高かった昔に比較して逆ざやの問題が指摘されています。次は、最近韓国では IFRS17 の会計制度が導入されたことです。IFRS17 の導入により、今まで簿価で評価してきた保険負債について、これからは時価で評価しなければならなくなっています。これに伴い、貯蓄性保険のように保

険期間が長期の保険商品の販売割合が高い場合、健全性を圧迫する要因になりますので、健全性を高めるために、貯蓄性保険を減らして保障性保険を増やしていく傾向をみせています。

このように低金利の到来や新しい会計基準の導入などの影響を受けて、保険会社が販売する保険商品の構成割合にも大きな変化が生じている状況です。

図表 8 生保業界と農協生命保険における商品構成



他に特徴的なのは、農協生命のすべての保険商品が、現在は無配当商品に変わっていることです。韓国の保険業法においても、保険会社の組織形態は株式会社と相互会社を認めています。相互会社は1社も存在せず、すべての保険会社が株式会社となっています。以前は株式会社でありながら有配当保険商品も販売していましたが、最近では逆ザヤ問題や IFRS17 のような会計制度の導入などで、ほとんどの保険商品が無配当保険商品となっています。

農協生命が株式会社になった当時は年金保険に限って有配当保険商品を販売しており、その販売理由として、利益の一部を組合員に還元する仕組みをとって協同組合としての農協のアイデンティティを継承していくことを挙げていました。

しかし、最初に販売していた有配当保険商品の数は3つでしたが、時間の経過とともに、段々減ってきて、現在は販売しなくなりました。したがって、農協生命が販売している保険商品も他の保険会社と同様にすべての保険商品が無配当保険商品になっており、有配当保険商品の販売意義がなくなっている状況です。

(3) 販売チャネル

生保業界と農協生命の販売チャネルを比較したのが図表 9 になります。農協生命の募集形態別の収入保険料割合をみると、収入保険料の9割以上を銀行窓販（バンカシュランス）チャネルであげていることがわかります。収支構造から確認されたように収入保険料が減っている中で、生保業界における銀行窓販の割合も7割以上と高い水準ですが、依然として農協生命の銀行窓販の割合は高い水準であることがわかります。

このような事業構造になっていますので、農協生命が共済事業から保険事業に変わる際に、バン

キャッシュランスルールの適用禁止を定めた理由がわかりますし、今後もなかなか変えられないと予想されます。合わせて、バンカッシュランスルールの適用を禁止することによって、今後も退職年金などの新商品の開発・販売が不可能になりますから、長期的な観点からみると、結局どちらがいいのか、なかなか厳しい状況にあると思います。

図表 9 農協生命と生保業界における募集形態別の収入保険料割合（一般勘定、初回）

＜農協生命の募集形態別の収入保険料割合＞

(単位: %)

年度	直扱	営業職員	代理店	仲立人	銀行窓販	その他
2012	0.06	6.93	1.62	0.00	91.38	0.00
2013	0.03	3.06	1.33	0.00	95.58	0.00
2014	0.01	3.08	1.90	0.00	95.01	0.00
2015	0.03	2.29	1.80	0.00	95.88	0.00
2016	0.06	2.07	1.45	0.00	96.42	0.00
2017	0.02	2.17	1.59	0.00	96.22	0.00
2018	0.04	2.10	2.11	0.00	95.73	0.02
2019	0.11	2.51	5.64	0.00	91.70	0.04
2020	0.00	2.51	4.35	0.00	93.10	0.03
2021	0.03	1.43	1.58	0.00	96.90	0.05
2022	0.02	1.36	2.17	0.00	96.36	0.09

(出典) 韓国生命保険協会『統計年報』各年より作成

＜生保業界の募集形態別の収入保険料割合＞

(単位: %)

年度	直扱	営業職員	代理店	仲立人	銀行窓販	その他
2012	0.42	19.23	6.17	0.00	74.14	0.03
2013	1.12	19.92	6.49	0.01	72.30	0.17
2014	0.89	19.62	7.01	0.04	72.32	0.11
2015	0.83	19.54	7.27	0.07	72.17	0.12
2016	1.00	16.11	6.75	0.10	75.90	0.14
2017	1.58	19.18	7.51	0.19	71.35	0.18
2018	2.04	17.53	7.49	0.31	72.47	0.17
2019	1.97	15.82	7.60	0.37	74.10	0.13
2020	1.44	11.85	5.74	0.27	80.60	0.10
2021	1.77	10.30	7.43	0.33	80.06	0.10
2022	0.56	14.10	14.83	0.11	70.25	0.13

(出典) 韓国生命保険協会『統計年報』各年より作成

(4) 小括

前述のように、農協生命が共済事業から保険事業へ転換された後の経営状況を見ますと、まず、農協法で定めていた金融事業の競争力の向上につきまして、少なくとも農協生命の状況のみで見ますと、競争力が向上しているとはいえないのではないかと思います。むしろ、新商品の開発の面で、他の生命保険会社の競争力が上がっているため、農協生命の競争力は低下しているのではないかと思います。

農協の共済事業が保険株式会社に転換する際に、メリットとして取りあげられたことをまとめますと、第一に、共済事業における資本へのアクセスは、組合員からの出資金と販売による収益のみでしたが、これからは株式の取引や再投資等のような方法も利用して資金調達できるなど、資金へのアクセスがより柔軟になることでした。

第二に、M&A などを通じて規模の拡大が容易になり、また海外進出も可能になることでした。しかし、12 年経過した現時点では、特に大きな M&A を行ったり、海外進出をしたりなどの動きは見られていないので、メリットとしてその実効性はあまりないのではないかと思います。

第三に、外国資本がない純粋な協同組合の資本であるため、利益の配当は組合員への還元を実現する可能性が高いことでした。現在も農協生命の株式 100%を金融持株会社が所有しており、利益の配当は中央会や経済持株会社に流れているので、組合員に還元されていると言えるかもしれません。

次に、保険株式会社に転換したデメリットについてまとめますと、第一に、組織アイデンティティの問題が一番大きいのではないかと思います。農協共済の株式会社化への組織改編によって、

組合員のみならず組合員以外の人に対しても積極的に営業を推進しています。たとえば、実際に株式会社化した後の 2012 年に、他の生命保険に比較して価格競争力も高かったので、私も農協生命に契約者として加入しました。そうしますと、本来の農協の組合員のような方々と私みたいな組合員以外の人と一緒にになりますので、組織転換する前の組合員と組合員以外の境界がなくなり、農協本来の組織アイデンティティに影響があるのではないかと思います。

第二に、コーポレートガバナンスの問題です。株式会社になったとはいえ、農協中央会が経済持株会社と金融持株会社の経営を監督・指示する権限を有していますので、農協経済持株会社と農協金融持株会社は独自の経営ができないという指摘がよく言われています。また、金融持株会社の場合は、日本の農林水産省に該当する農林水産部はもちろん、日本の金融庁に該当する金融委員会および金融監督院の監督・指示までも受けることになっているため、お互いのコンフリクトがよくニュースに報道されています。このようなコーポレートガバナンスに関するさまざまな問題が 12 年経過している現在も発生しています。

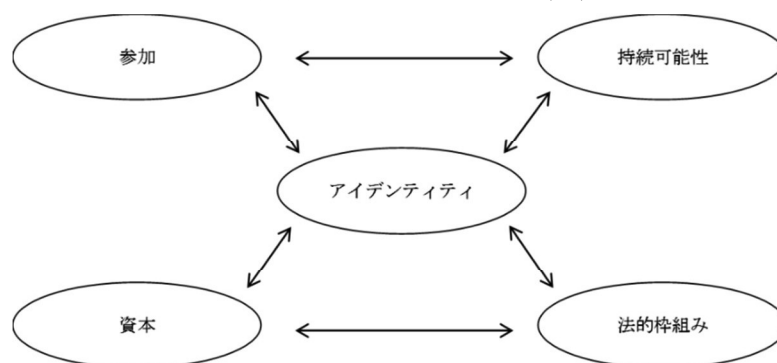
第三に、生命保険業界におけるバンカシュランスルールの規制は、農協生命の事業を制限する要因として働いていますので、デメリットと言えるのではないかと思います。

他に、農協組織のアイデンティティについて、私が感じていることを述べさせていただきたいと思います。まず、組織転換する前の共済事業のアイデンティティは、協同組合の組織アイデンティティとしてみなすことができると思います。

そこで、1995 年に発表された ICA の声明をみますと、協同組合とは「協同的に所有し民主的に管理する事業体を通じて、共通の経済的、社会的、文化的なニーズと熱望を満たすために自発的に結びついた人びとの自治的な組織である」と書いてあり、その定義は共済事業の場合でも同様に適用できると思います。

その後、2013 年には「協同組合の 10 年に向けたブループリント」（図表 10）が発表され、組合員の「参加」、組織の「持続可能性」「アイデンティティ」「法的枠組み」「資本」の 5 つが大事であると取りあげられています。そのなかでも、協同組合としてのアイデンティティの確立が最も中心的な戦略として位置づけられています。

図表 10 ブループリント戦略



（出典）『協同組合の 10 年に向けたブループリント』、p. 4.

しかし、組織転換の後には、組織形態のみの比較で考えますと、協同組合・共済のアイデンティティから、いきなり株式会社・保険のアイデンティティに変わってしまいますので、協同組合として大事に取りあげられた5つの要因に大きな変化が生じ、今後の経営方針にも様々な問題が発生する恐れがあると考えられます。

そこで、今まで議論されてきた「保険」と「共済」の区分について調べてみました。まず、定義の面からみますと、協同組合による共済事業は、相互扶助の精神に基づいて、多数の経済主体（すなわち、組合員）が自己責任で「参加」して、保険の仕組みを利用した合理的な拠出を行うことによって共通準備財産を形成する制度であるとまとめることができます。

すなわち、保険と異なる共済の特徴として、組合員の参加の有無が保険と共済を区分する一つの基準になるのではないかと思います。しかし、この「参加」という言葉も曖昧な点がありますので、ICA 声明の中で、7つの協同組合原則である第3原則「組合員の経済的参加」の内容を確認しますと、「組合員は、協同組合の資本に公平に拠出し、それを民主的に管理する。その資本の少なくとも一部は通常協同組合の共同の財産とする。組合員は、組合員として払い込んだ出資金に対して、配当がある場合でも通常制限された率で受け取る。組合員は、剰余金を次の目的の何れか、または全てのために配分する」と説明されています。したがって、保険と共済の区分について、このような「参加」が見られるかどうか判断基準の一つになるのではないかと思います。

また、「保険」と「共済」の区分について、「相互扶助精神」という言葉もよく登場しますが、岡田先生の論文を拝見しますと相互扶助の意味も二つあって、利己的な行為が他人に役立つという、いわゆる保険におけるミューチュアルの性格と、利他的な行為が自分の利益となるというものがあります。このような定義に基づき、はたして共済事業において利他的な行為が見られるかどうか判断基準の一つになるかと思えます。

他に、生協共済研究会から2022年にイタリア・ローマで開催されたICMIF100周年総会に参加させていただきましたが、総会でのCEO パネルでスライベントのテレサ社長の一言がとても印象に残りました。それは「Friendly 組織とか友愛組織とか組織形態が重要ではなく、それよりも今まで組織の中で大事に継承されてきた「Legacy」がとても重要である。イエスで結束を図ることが大事である」ことです。この表現を少し変えると、組織形態が株式会社であれ協同組合であれ、それより重要なのは確固たる Legacy であると読み替えることができると思えます。農協生命の場合、組織が協同組合から株式会社へ変わったとはいえ、現在の農協生命が持っている Legacy が、農協や農民のため、組合員のための組織であれば、組織が変わったとはいえ従来のアイデンティティは継承しているのではないかと考えられます。

例をもう一つ挙げますと、日本生命は相互会社ですが ICMIF に加入していません、農協生命は株式会社でありながら ICMIF に加入しています。このような現象を見ると組織形態だけで、よく営利・非営利や、株主・組合員などで区分・評価していますが、もちろんこの認識も大事ですが、このような Legacy に立脚した組織の運営も大事であると思えます。Legacy の有無についても、組織アイデンティティの一部として評価できるのではないかと思います。

ICMIF 総会が終わって日本に戻ってから、なぜテレサ社長がそのような発言をしたのかについて調

べてみたら、次のような新聞記事がありました。「スライベントは、2014 年からターゲット市場を国内の 600 万人のルター派を超えて、国内の 2 億人のキリスト教徒に拡大するという大胆な動きをしました」という記事です。また、ホームページを見ると「2020 年代：将来の成長に向けて進化」ということで、「金融サービスを取り巻く環境は変化しており、スライベントはより多様な包括的な金融サービス組織へと進化しています。そのために金融提供の範囲を拡大しています」として、今後さらに若者向けにいろいろな事業を展開していきたいと記載されていました。これを見ますと、スライベントというフラタナルな大きい組織でさえルター派だけに絞っていくよりも、今後の事業のことを考える上で、このような選択をせざるを得なかったのだと思いました。

4. 3 大共済の現状

(1) 韓国における 3 大共済の概要

韓国では、日本の漁業協同組合に該当する水産業協同組合（以下、水協）が行う共済事業と、セマウル金庫共済、信用協同組合共済を合わせて 3 大共済と言っています。この 3 団体の組織の概要については省略させていただきますが、それぞれ監督官庁が異なっており、共済事業の根拠法の中で、保険業法の適用を排除することが規定されています。

(2) 3 大共済をめぐる関連法制度の改正

2011 年 7 月に韓国と EU の FTA が発効し、2012 年 3 月 15 日には韓米 FTA が発効しました。それぞれの FTA 協定文には、FTA 発効後 3 年以内に 4 大共済（農協共済、水協共済、セマウル金庫共済、信協共済）においても支払能力（ソルベンシーマージン比率）制度を導入することと、金融監督委員会の監督を受けなければならないことが明記されていました。なお、付属書では、「共済事業に対して民間保険会社との間で競争上の優位性を与えてはならない」、また「同一の規制を適用しなければならない」との内容が明記されています。さらに発効後、保険ワーキンググループを設置して、その目的が達成されているかどうかについて毎年 1 回会合することが定められています。すなわち、保険事業と共済事業のイコールフットィング確立のための要求が強く現れていました。

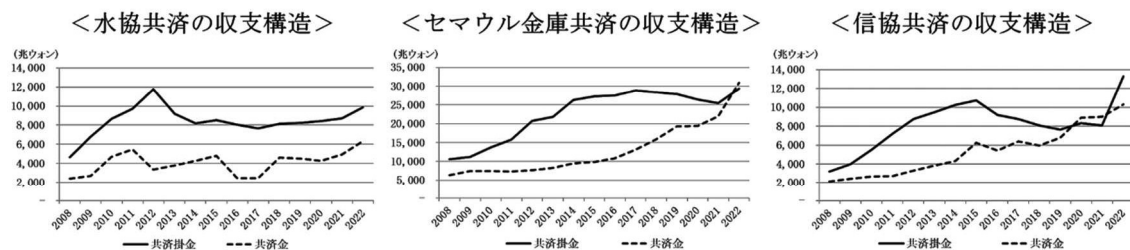
それに基づきまして、韓国では実際に韓米 FTA が発効された後、保険ワーキンググループが設置され、さまざまな議論が行われました。その後、金融委員会は 2013 年 5 月に「郵便局保険および共済に関する規制改善案」を発表しました。その内容について、それぞれ根拠法は異なっており、保険業法の適用の排除が規程されていますが、今後は共済事業を運営するなかで金融委員会と協力しなければならないということが定められました。

これに従い、3 大共済事業の法律のなかで、水協は共済規定により海洋水産部長の認可を受けて事業を行い、一般業務に関する監督は海洋水産部が行うことになりますが、金融委員会と協議して監督しなければならないという文言が追加されました。そのほかにセマウル金庫共済でも、同じような内容が入っています。

(3) 3大共済の収支構造

農協が株式会社化された後の3大共済の収支構造について調べたのが図表11になります。水協共済は、大きな変化はなくて従来どおりの収支構造になっていますが、セマウル金庫共済や信協共済の収支構造は、近年において共済金が共済掛金を上回るなど収支のバランスが悪化している状況が確認されました。それには2019年からのコロナパンデミックの影響があったかもしれませんが、生保業界と農協生命の収支構造と類似した傾向を見せています。

図表11 3大共済の収支構造



(出典) 韓国保険開発院『保険統計年鑑』各年度より作成

(4) 3大共済に関する動向

3大共済の動向につきまして各団体やマスコミなどの資料を調べましたが、水協共済と信協共済には大きな話題はなく、セマウル金庫共済の動向について2点ほど紹介したいと思います。

一つ目は、セマウル金庫の健全性悪化でバンク・ランが発生した事件です。2023年7月にセマウル金庫において、組合員が自分の貯金を下ろせない事件がありました。その理由は、セマウル金庫が不動産プロジェクトファイナンスに無理な貸し付けを行いましたが、貸出金利が高くなったことで延滞率が急激に上昇し、その結果、セマウル金庫の業績が悪化したためです。その後、セマウル金庫中央会は健全性が低い金庫に対して統廃合を勧告するなど、さまざまな組織改善を行っています。そのような背景のなかで、2023年7月にセマウル金庫の信用事業および共済事業の監督官庁を既存の行政安全部から金融委員会に移管する案が国会に出されたり、また、今の監督官庁である行政安全部が早期是正措置の内容を含んだ改正案を作成したりして、規制に関するルールが少し変わってきています。

二つ目は、セマウル金庫共済が国内の損害保険会社を買収したことです。現在はその会社を売却する手続きに入っています。2013年2月にセマウル金庫中央会はPEF（プライベート・エクイティ・ファンド）のジャベズパートナーズという会社とコンソーシアムを組んで、グリーン損害保険会社を買収しました。セマウル金庫独自ではグリーン損害保険会社の買収はできなかったため、プライベートファンドとコンソーシアムを組むことによって買収しました。買収した後は、グリーン損害保険会社の社名をMG損害保険へ変更しています。MGの略字について、Mはセマウルのマウル（村）という意味で、Gは金庫（韓国の呼び方はクンゴ）という意味になります。

しかしその後、2019年6月には、業績が悪化してソルベンシーマージン比率も低下したため、監

督官庁から業務改善命令を受けました。改善のために様々な取り組みを行いましたが、結局回復できず、2022年4月13日には金融委員会から不良金融機関として指定され、現在、売却手続きに入っています。2年以上経過していますが、現在まで売却先が決まっていません。この間4回売却先を探すためにオークションにかけましたが、売却先は決まらず、今後は随意契約に転換することが決まっています。このようなことから、MG 損害保険会社で働いている従業員、社員がデモを行っています。

これらの事件を受けまして、金融委員会の委員長が3大共済を含む相互金融（第2金融業）の関係者達と面談を行いました。セマウル金庫の事例のような事件が多発しているため、金融委員長は「3大共済や相互金融の場合は、共同の絆、相互信頼に基づいた非営利組織ですので、セマウル金庫のような外形の成長、実績を伸ばすことだけに集中するのはよくないです。むしろ共済とか相互金融の地域・庶民の金融機関としての役割を十分果たしてください」という発言をしました。合わせて、健全性のためにリスクマネジメント体制の徹底や資産運用能力の向上を強調し、また、相互金融業界はその業務の特殊性により、他の金融機関に比べて緩い規制を受けており、最近の状況に鑑みて、「同一業務・同一規制」という大原則の下で、他の金融機関に準ずる水準に規制を再整備しなければならない必要性が高まっていると述べました。

このような一連の流れの中で、今後さらに共済と保険、相互金融と一般銀行との規制が統一される可能性が高まっているのではないかと考えています。

5. 韓国生協における共済事業の設立に関する動向

(1) 2010年3月の改正生協法の内容

韓国の農協生命や3大共済事業をめぐる動向以外に注目すべき点として、韓国生協による共済事業の設立運動です。韓国生協は共済事業を営むことができませんでしたが、2010年3月22日に生協法が全面改正され、組合ではなく、連合会および全国連合会に限って共済事業を営むことが可能になりました。連合会に対する共済規定については次のとおりです。

第3章（連合会）第4節（事業）第66条（共済規定等）（2010年3月22日全部改正、2010年9月23日施行）

第1項 連合会が共済事業を営むときには共済規定を定め、公正取引委員会の認可を受けなければならない。共済規定を変更しようとするときにも公正取引委員会の認可を受けなければならない。

第2項 第1項に伴う共済規定には公正取引委員会が定めるところにより事業の実施方法、共済契約および共済掛金などを定めなければならない。

第3項 公正取引委員会は共済事業の健全な育成および契約者の保護のために共済事業の監督に必要な基準を定めて運営できる。

(2) 共済事業の設立に関する問題点

改正された生協法では、生協が行う共済事業の監督官庁は公正取引委員会です、その認可を得なければいけないと定められています。しかし、2010年に生協法が改正されてすでに15年が経過していますが、現在も生協は共済事業を営むことができない状況となっています。なぜこのような状況になっているのかについていいますと、生協法では共済事業ができるように定められましたが、そのための具体的な施行令や施行規則、監督基準などの付随の法律がいまだに設けられていないためです。生協団体からは監督官庁である公正取引委員会に対応を求めています、大きな動きはない状態です。そこで、生協団体では関連法の整備と担当部署を現在の公正取引委員会から協同組合基本法に基づく協同組合を管轄している企画財政部への移管を求めています。

(3) 共済事業の設立に関する最近の動向

2023年4月20日には5大生協連合会と国会議員が意見を合わせて「消費者協同組合法の改正案」を発議しました。共済事業を安定的に営むことができるように資本金や組合員の規模が一定水準以上の連合会に限って、共済認可要件を強化するなどの内容を新しく定めて国会に提出しました。まだ議決されていないため正式には決まっていますが、このような動向もあります。

そのほかに2024年に入ってから、生協連合会は定款に独自で共済事業ができるように項を追加しました。iC00P生協は生協法を根拠として、2020年4月に総会を通じて共済事業を定款に追加することを議決しましたが、公正取引委員会は、共済事業の安定的な施行と消費者被害の防止を理由として、実際に共済事業を行うことの認可を拒否しています。

そこで、iC00P生協は2020年8月に訴訟を提起し、一審では敗訴になりましたが、二審では勝訴し、また最高裁判所でも勝訴したため、独自でiC00P生協連合会で共済事業を行えるようになりました。次は、具体的な施行令、施行規則、監督基準などの法制度がいつ設けられるのかが今後の課題です。これらの課題が解決されましたら、生協も共済事業を営むことができると思います。

6. おわりに

韓国における農協生命と3大共済、そして生協の共済事業の設立に向けた取り組みなどを一見しますと、韓国においては共済事業と保険事業の間で規制の違いが段々縮まっている状況をみせています。3大共済が農協の例のように株式会社に組織転換する可能性は今のところ低いと思われますが、事業の区分もしくは境界が薄くなりつつあることは確かであると思います。

そのなかで、生協による共済事業の推進のような市民社会の拡大のための動きは、保険・共済の本来の姿は何なのかという根本的な問いについて考えさせることがあるのではないかと思います。たとえば、誰のための保険・共済なのか、「一人は万人のために、万人は一人のために」という相互扶助精神は今でも有効なのか、今の若者はそのような認識があるのかなど、様々な考えに繋がりが一概には言えないと思いますが、保険と共済の姿が曖昧になってきている今日、その意味についてもう一度考えてみることは有意義だと思います。

近年における社会情勢の変化、特に韓国においても所得の二極化問題は深刻になっており、保険の購入可能性はこれからさらに制限されていくと思われる中で、低所得層、経済的弱者の生活保障を主な目的としている共済事業は、その役割が今後さらに重要になってくると思われます。

少し長くなってしまいましたが、これで報告を終わりたいと思います。ご清聴ありがとうございました。

(八戸学院大学地域経営学部地域経営学科准教授)

(本稿は 2024 年 9 月 20 日開催の研究会報告の講演内容をまとめたものである。)

<参考文献>

<日本語文献>

- 江澤雅彦 (2007) 「第 2 章 保険の意義と仕組み」『保険論』 (大谷孝一編著) 成文堂、pp. 21-35.
- 岡田太 (2017) 「第 5 章 保険におけるミューチュアル」『金融と経済』佐藤猛・山倉和紀 (編集) 白桃書房、pp. 105-131.
- 押尾直志 (2012) 『現代共済論』日本経済評論社.
- 崔桓碩 (2015) 「韓国における協同組合共済の現状と課題」『客員研究員報告書』客員研究シリーズ②、pp. 1-55.
- _____ (2016) 「韓国の共済事業をめぐる法制度の改正と共済団体の動向」『生協総研レポート』No. 82 (2016 年 8 月)、pp. 57-66.
- _____ (2017) 「韓国における農協生命保険の経営特性と組織アイデンティティ分析」『公募研究シリーズ 66』全労済協会.
- _____ (2019) 「韓国における協同組合共済の最近の動向」『生協総研レポート』No. 90 (2019 年 8 月)、pp. 19-30.
- 国際協同組合同盟 (2013) 『協同組合の 10 年に向けたブループリント』.

<韓国語文献>

- 農協生命保険『アニュアルレポート』各年度版.
- 韓国保険開発院『保険統計年鑑』各年度版.
- 韓国生命保険協会『統計年報』各年度版.
- 『信用協同組合法』、『消費者生活協同組合法』、『消費者生活協同組合法施行令』、
『水産業協同組合法』、『セマウル金庫協同組合法』、『農業協同組合法』、『保険業法』

<ホームページ>

韓国生命保険協会ホームページ<<http://www.klia.or.kr/main/index.do>>

NH 農協ホームページ<

<http://www.nonghyup.com/Html/Nhnonghyup/Ustatus/Organization/OrganOrgan.aspx>>

NH 農協生命ホームページ<<https://www.nhlife.co.kr/main.nhl>>

Thrivent Financial 홈페이지<<https://www.thrivent.com/>>

<新聞記事>

「“새마을금고 신용-공제사업까지 금융위 이관” …부실방지법 금물 살」『Herald Economic』 2023. 7. 12、<<https://news.heraldcorp.com/view.php?ud=20230712000119>> [2024 年 9 月 19 日閲覧]

「자베즈·JC 끌어다 놓고 뒹집지는 새마을금고중앙회 [디깅노트]」『Bloter』 2023. 9. 1、<<https://www.bloter.net/news/articleView.html?idxno=605957>> [2024 年 9 月 19 日閲覧]

「새마을금고중앙회, 부실 금고마다 합병… ‘방패막’ 된 한은」『Financial Today』 2024. 9. 11、<<https://www.ftoday.co.kr/news/articleView.html?idxno=328674>> [2024 年 9 月 19 日閲覧]

「김병환 금융위원장 “상호금융, 외형 성장만 집중… 규제 체계 정비”」『朝鮮 Biz』 2024. 9. 9、<https://biz.chosun.com/stock/finance/2024/09/09/QMHWQ22PNBGBJNJIT7RVCZPIE/?utm_source=naver&utm_medium=original&utm_campaign=biz> [2024 年 9 月 19 日閲覧]

「[보험 NOW] ‘밑 빠진 독’ MG 손보, ‘매각 4수’ 지나 수익계약 전환… ‘새 주인’ 찾기 난항 까닭은?」『The Public』 2024. 9. 9、<<https://www.thepublic.kr/news/articleView.html?idxno=234719>> [2024 年 9 月 19 日閲覧]

「Thrivent Financial quietly expands beyond Christians」『Investment News』 2017. 08. 23、<<https://www.investmentnews.com/life-insurance-and-annuities/thrivent-financial-quietly-expands-beyond-christians/72030>> [2024 年 9 月 19 日閲覧]